

令和7年度 草津市利用者負担額表(地域型保育施設)

◇ 利用者負担額は、直接施設が徴収を行います。

(月額：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			本市利用者負担額								
			小規模保育施設等						家庭的保育施設		
			保育標準時間			保育短時間			保育標準時間および保育短時間		
階層区分	定 義	2人目のきょうだいカウント	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯または児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者	年齢制限なし（ひとり親世帯等を除く）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市町村民税非課税世帯で母子・在宅障害者等の世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	年齢制限なし（ひとり親世帯等に限る）	9,700 (3,000)	4,850 (0)	0	9,500 (3,000)	4,750 (0)	0	5,800 (1,800)	2,900 (0)	0
C2	所得割額が 22,800 円未満		12,800 (3,000)	6,400 (0)	0	12,500 (3,000)	6,250 (0)	0	7,600 (1,800)	3,800 (0)	0
C3	22,800 円以上 48,600 円未満		13,500 (3,000)	6,750 (0)	0	13,200 (3,000)	6,600 (0)	0	8,100 (1,800)	4,050 (0)	0
C4	48,600 円以上 57,700 円未満		22,400 (3,000)	11,200 (0)	0	22,000 (3,000)	11,000 (0)	0	13,400 (1,800)	6,700 (0)	0
	57,700 円以上 60,700 円未満		22,400 (3,000)	11,200 (0)	0	22,000 (3,000)	11,000 (0)	0	13,400 (1,800)	6,700 (0)	0
C5	60,700 円以上 72,800 円未満		23,700 (3,000)	11,850 (0)	0	23,200 (3,000)	11,600 (0)	0	14,200 (1,800)	7,100 (0)	0
C6	72,800 円以上 77,101 円未満		25,200 (3,000)	12,600 (0)	0	24,700 (3,000)	12,350 (0)	0	15,100 (1,800)	7,550 (0)	0
C7	77,101 円以上 84,900 円未満		25,200	12,600	0	24,700	12,350	0	15,100	7,550	0
C8	84,900 円以上 97,000 円未満		26,600	13,300	0	26,100	13,050	0	15,900	7,950	0
C9	97,000 円以上 115,000 円未満		38,100	19,050	0	37,400	18,700	0	22,800	11,400	0
C10	115,000 円以上 133,000 円未満		40,300	20,150	0	39,600	19,800	0	24,100	12,050	0
C11	133,000 円以上 151,000 円未満		42,200	21,100	0	41,400	20,700	0	25,300	12,650	0
C12	151,000 円以上 169,000 円未満		44,200	22,100	0	43,400	21,700	0	26,500	13,250	0
C13	169,000 円以上 235,000 円未満		53,700	26,850	0	52,700	26,350	0	32,200	16,100	0
C14	235,000 円以上 301,000 円未満		54,500	27,250	0	53,500	26,750	0	32,700	16,350	0
C15	301,000 円以上		62,100	31,050	0	61,000	30,500	0	37,200	18,600	0

※1 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年の3月は当年度分の市町村民税により決定します。

※2 市民税所得割額は、住宅借入金特別控除、寄附金税額控除や配当控除等の税額控除適用前の金額で算定します。

※3 原則として、両親の課税額の合計より階層区分を決定しています。ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は、祖父母の課税額も含めて階層を決定します。

※4 生計を一にする世帯内3人目以降のお子様は利用者負担額が免除（0円）となります（表太枠内）。

※5 C1～C6の階層に属し、ひとり親・在宅障害者等の世帯は、（ ）内の金額となります。

※6 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど課税額の確認ができない場合は最高階層（C15）で利用者負担額を決定する場合があります。

※7 市民税所得割額の確認方法については市ホームページでご確認ください。

